

大桑村役場跡地利活用検討委員会の会議運営について（案）

1. 会議の公開について

- (1) 会議は、原則として公開する。ただし、会議の公開により、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが予想される場合は、委員長は委員会に諮り、会議を公開しないことができる。
- (2) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況等を勘案し、委員長が定める。なお、傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順で決定する。
- (3) 会議資料は、会議終了後、庁舎建設室において閲覧することができる。併せて、村ホームページで公開することができる。

2. 会議録の作成について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - ①会議名、開催日時、開催場所、委員の出欠
 - ②議題
 - ③傍聴人の数
 - ④審議内容（個人名は明記せず、発言の要点を記載）
 - ⑤その他、必要な事項
- (2) 会議録は、庁舎建設室において閲覧することができる。
併せて、会議録を要約した内容について、村ホームページで公開することができる。